

「新しい生活様式」普及協力支援金 募集要項

令和2年10月1日改正

【申請要件・給付額の概要】

既に本支援金の給付決定を受けた事業者は、再度申請することができません

《 主な申請要件 》 次のいずれも満たす事業者

- ・国の持続化給付金を受けていない方
- ・北海道や市の支援金(※)の対象施設を有していない方

※休業協力・感染リスク低減支援金(北海道), 函館市事業者等特別支援金(函館市)

- ・函館市公共交通事業者等特別支援金を受けていない方

《 主な対象業種 》 詳細は別添2でご確認ください。

飲食料品製造業 飲食料品卸売業 小売業 生活関連サービス業等

追加対象業種

スーパー コンビニエンスストア ドラッグストア ホームセンター
一般乗用旅客自動車運送業(福祉輸送事業者のみ) 自動車賃貸業
配達飲食サービス業 スポーツ施設提供業 一般廃棄物処理業
建物サービス業(ビル等建物の清掃業のみ) イベント企画業

《 給付額 》 1事業者あたり **20万円**

【申請の概要】

延長

《 受付期間 》 令和2年6月10日(水)～**令和2年12月28日(月)**【消印有効】

《 申請方法 》

郵送

〒040-0011 函館市本町6-7 函館第一ビル1階

函館市支援金本部 宛 ※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

または

電子申請

6月29日(月) 9時～ 受付開始

URL : <https://hakodate-support.jp/add/>

※感染拡大防止のため、持参による申請書の提出は受け付けておりません。

《 お問合せ 》 支援金コールセンター

(電話) **0138-87-4626**

(受付時間) 平日 9時30分～17時30分

《申請についての詳細》

1. 趣旨, 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により大きな影響を受けており、国が提唱する「新しい生活様式」の実施と普及に協力いただける小売業者等に対して、支援金を給付し、経営を支援するとともに、函館市内の施設、店舗および事業活動等における感染防止対策の実施を促進することを目的とします。

2. 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者となります。

(1) 持続化給付金(国・経済産業省)の給付を受けていない者。

※持続化給付金を受けることとなった場合、市の支援金は返還が必要となります。

(2) 休業協力・感染リスク低減支援金(北海道)の申請要件に定める対象施設(※)を有していない者。

※北海道知事からの休業要請等の依頼の対象となった施設(床面積要件がある施設であって、100㎡以下の施設が適切な感染防止対策を徹底し営業した場合を除く)ならびに19時以降の酒類提供の自粛要請の対象となった飲食店。

(3) 函館市事業者等特別支援金(函館市)の申請要件に定める対象施設(※)を有していない者。

※従来から19時以降の酒類提供のない飲食店または集会の用に供する部分のないホテル・旅館等。

(4) 函館市公共交通事業者等特別支援金の給付を受けていない者。

(5) 「別添2」に定める対象業種の細分類(※)に該当する事業を函館市内で営んでおり、今後も事業を継続する意思のある者。

※細分類は、基本的に日本標準産業分類による。

(6) 函館市内に対象となる事業所を有する法人または個人事業者。

(函館市外に本店所在地を置く法人、函館市外に自宅住所を有する個人事業者を含む)。

・店舗等を有しない場合、法人は本店所在地、個人事業者は自宅住所をそれぞれ函館市内に有していること。

- ・令和2年4月17日（金）時点で、必要な許認可等を取得のうえ開業し、営業等の実態があること。

(7) 「新しい生活様式」の実践例(別添3)または業種別ガイドライン^(※)に基づく感染防止対策を可能な限り(最低1つ以上)実施し、事業を行う者。

※業種別ガイドラインは、内閣官房ホームページ参照 ⇒



(8) 施設、店舗等において、コロナウイルス感染防止対策に係る市の指定する掲示物(別添4)を掲示する者。

- ・対象業種を営む施設、店舗等が複数ある場合、それぞれ掲示をお願いします。
- ・施設、店舗等を有しない場合、車やホームページ等へ掲示すること。
- ・給付の決定に関する通知とともに、「新しい生活様式」の普及に係るポスターを送付しますので、そちらも多くの方が見える場所へ掲示をお願いします。

(9) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が函館市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当しない者。

3. 給付額

1事業者あたり20万円

※1事業者が複数の施設、店舗等を営む場合も、20万円が上限となります。

4. 申請手続き等

(1) 申請受付期間

令和2年6月10日（水）から令和2年12月28日（月）まで

(2) 申請書類

「別添1」に定める申請書類を提出してください。

※必要に応じて、書類の訂正、追加および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

(3) 申請方法

① 郵送による申請

ア. 申請に必要な書類等の入手方法

○函館市ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020051900089/>

○函館市役所本庁舎、各支所

イ. 郵送先

申請書類を次の宛先へ郵送ください。

〒040-0011 函館市本町6-7 函館第一ビル1階
函館市支援金本部 宛

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

※12月28日（月）の消印有効です。

※切手を貼付，裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

② 電子申請

(URL) <https://hakodate-support.jp/add/>

※感染拡大防止のため、持参による申請書の提出は受け付けておりません。

※1事業者あたり1回限りの申請となります。

5. 給付の決定

申請書類を受理した後，その内容を審査し，適正と認められるときは支援金を給付します。※申請書類に不明な点等がある場合，電話等により確認をさせていただくことがあります。

6. 通知等

申請書類の審査の結果，本支援金を給付する旨の決定をしたときは，後日，給付に関する通知を発送いたします。また，審査の結果，本支援金を給付しない旨の決定をしたときは，後日，否給付に関する通知を発送いたします。

7. 申請の取り下げ・返還手続き

本支援金の給付決定後，持続化給付金の申請をし，給付の決定を受けた場合，速やかに市へ申請取下書を提出ください。また，それが本支援金の受給後である場合は，市の指定する方法および期日までに，本支援金の全額を市に返還いただきます。

8. その他

- (1) 本支援金給付の決定後，虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には，市が本支援金の給付決定を取り消します。この場合，申請者は，本支援金を返還しなければなりません。
- (2) 本支援金の適正な給付等のため，市が公的機関（国・北海道・警察等）に対し，情報提供を求めることがあります。また，必要に応じて，検査，報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 申請書類に記載された情報は，公的機関（税務当局・警察等）の求めに応じて提供することがあります。

申請書類について

(1) 「新しい生活様式」普及協力支援金申請書（第1号様式）

(2) 誓約書（第2号様式）

申請に虚偽がないこと等

(3) 業種・業態が確認できるもの

施設、店舗等の外観および内観の写真（各1枚）

※施設、店舗等を有しない場合や、写真で業種等が確認できない場合は
ホームページ等を追加で提出

(4) 営業の実態が確認できるもの (①②いずれも必要)

① 2019年分の確定申告書の本人控の写し

※法人の場合は別表1, 個人事業者の場合は第1表

※確定申告がない場合は直近の帳簿等の写し

② 各種法規に基づく営業許可証の写し※許可の必要がない業種は不要

(5) 「新しい生活様式」に取り組んでいることが確認できるもの

取組みを行っている様子や掲示物の写真、ホームページ等

(6) 市の指定する掲示物（別添4）を掲示していることが確認できるもの

掲示している写真等

(7) 通帳の写し

口座名義人, 口座番号, 口座種別, 金融機関名, 支店名がわかるもの

(8) 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）

運転免許証, パスポート, 保険証等の写し

※必要に応じて書類の訂正, 追加および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

業種	中分類	小分類	分類番号 (小分類)	細分類	代表例
食料品製造業	飲食物品製造業	畜産食料品製造業	091	部分肉・冷凍肉製造業	部分肉, 冷凍食肉
				肉加工品製造業	ハム, ソーセージ, ベーコン
				処理牛乳・乳飲料製造業	市乳, 粉乳, 練乳, 乳酸菌飲料
				乳製品製造業	バター, チーズ, アイスcream
				その他の畜産食料品製造業	加工卵, はちみつ処理加工, 食鳥処理加工
		水産食料品製造業	092	水産缶詰・瓶詰製造業	魚・かに・海藻缶詰, 水産つくだ煮瓶詰
				海藻加工業	こんぶ, わかめ, とろろこんぶ
				水産練製品製造業	かまぼこ, 焼きちくわ, 魚肉ソーセージ
				塩干・塩蔵品製造業	塩蔵魚介類, 塩魚
				冷凍水産物製造業	冷凍魚介類
				冷凍水産食品製造業	冷凍水産食品, 冷凍すり身
				その他の水産食料品製造業	鯉節, 水産くん製品, つくだ煮, 塩辛, 水産珍味加工品, 干魚, すり身
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	093	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	野菜・野菜漬物・果実缶詰, 乾燥きのこ
				野菜漬物製造業	野菜・果実漬物
					ジャム・マーマレード, ジュース原液
		調味料製造業	094	味そ製造業	味そ, 粉末味そ
				しょう油・食用アミノ酸製造業	しょう油, 粉末しょう油, 食用アミノ酸
				ソース製造業	ソース, ケチャップ, マヨネーズ
				食酢製造業	食酢
				その他の調味料製造業	香辛料, カレー粉, とうがらし粉
		糖類製造業	095	砂糖製造業	甘しや糖, てん菜糖
				砂糖精製業	砂糖, 氷砂糖, 角砂糖, 糖みつ
				ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	ぶどう糖, 水あめ, 麦芽糖, 異性化糖
		精穀・製粉業	096	精米・精麦業	精米, 精麦
				小麦粉製造業	小麦粉
				その他の精穀・製粉業	米粉, そば粉, とうもろこし粉, きな粉
		パン・菓子製造業	097	パン製造業	食パン, 菓子パン
生菓子製造業	和・洋生菓子, ゼラチン菓子, カステラ				
ビスケット類・干菓子製造業	ビスケット, クラッカー, 乾パン				
米菓製造業	米菓子, あられ, うるちせんべい				
その他のパン・菓子製造業	キャンデー・チョコレート, かりんとう, 甘納豆, ウエハース, 氷菓, 砂糖菓子				
動植物油脂製造業	098	動植物油脂製造業	牛・豚脂, 魚・植物油, サラダオイル		
		食用油脂加工業	マーガリン, ショートニング, ラード		
その他の食料品製造業	099	でんぷん製造業	でんぷん, コーンスターチ		
		めん類製造業	製麺, うどん, そば, マカロニ		
		豆腐・油揚げ製造業	豆腐, 油揚げ, しみ豆腐		
		あん類製造業	生あん, 練あん, 乾燥あん		
		冷凍調理食品製造業	冷凍調理食品		
		そう(惣)菜製造業	そう(惣)菜		
		すし・弁当・調理パン製造業	すし, 弁当, サンドイッチ, 調理パン		
		レトルト食品製造業	レトルト食品, レトルトカレー		
		他に分類されない食料品製造業	パン種, きのこ種菌, 酵母剤, こうじ, 即席ココア, 春さめ, 麦茶, こぶ茶, もち		
飲料製造業	清涼飲料製造業	101	清涼飲料製造業	サイダー, ジュース, 果実飲料	
			酒類製造業	102	
	酒類製造業	102	果実酒製造業	果実酒, りんご酒, ぶどう酒, いちご酒	
			ビール類製造業	ビール, 発泡酒	
			清酒製造業	清酒, 濁酒	
蒸留酒・混成酒製造業	103	蒸留酒・混成酒製造業	ウイスキー, 焼酎, ブランデー, 味りん		
		製茶業	緑茶, 紅茶		
茶・コーヒー製造業	103	コーヒー製造業	荒びきコーヒー, コーヒー豆ばいせん		
		製氷業	104		
製氷業	104	製氷業	氷, 人造氷		

「新しい生活様式」普及協力支援金【対象業種】

業種	中分類	小分類	分類番号 (小分類)	細分類	代表例
飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業		521	米麦卸売業	米穀, 麦類
				雑穀・豆類卸売業	雑穀, 大豆, 小麦粉, でん粉
				野菜卸売業	青物, 野菜, 青物市場仲買業
				果実卸売業	果実, 木の実, 果物市場仲買業
				食肉卸売業	牛肉, 豚肉, 馬肉, 冷凍肉, 鳥肉
				生鮮魚介卸売業	鮮魚, 貝類, 川魚, 冷凍魚
				その他の農畜産物・水産物卸売業	原皮, 種実(製油用), 家畜, 家さん, 卵, はちみつ, わら類, 生のり, 海藻
	食料・飲料卸売業		522	砂糖・味そ・しょう油卸売業	砂糖, 味そ, しょう油, たまり(溜)
				酒類卸売業	酒, 味りん
				乾物卸売業	乾物, 塩干魚, 干し海藻, こんぶ
				菓子・パン類卸売業	菓子, 甘納豆, パン類, ビスケット, あめ
				飲料卸売業	清涼飲料, 果汁, 乳酸菌飲料
				茶類卸売業	茶, こぶ茶, コーヒー, ココア
				牛乳・乳製品卸売業	牛乳, バター, チーズ, アイスクリーム
その他の食料・飲料卸売業	水産練製品, おでん材料, めん類, 缶・瓶・つぼ詰食品				
小売業(※)	各種商品小売業	百貨店	561	百貨店 ※総合スーパーを除く	【従業者が常時50人以上のもの】 百貨店・デパートメントストア
		その他の各種商品小売業	569	その他の各種商品小売業	【従業者が常時50人未満のもの】 百貨店・デパートメントストア ミニスーパー・よろず屋 (衣, 食, 住にわたって小売するもの)
	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業	571	呉服・服地小売業 寝具小売業	呉服, 和服, 反物, 帯, 服地, 小ざれ ふとん, 毛布, まくら, パジャマ
		男子服小売業	572	男子服小売業	洋服, 学生服, オーバーコート, 作業服
		婦人・子供服小売業	573	婦人服小売業 子供服小売業	婦人服, 洋裁店, 毛皮コート, プティック 子供服, ベビー服, 子供服仕立
		靴・履物小売業	574	靴小売業 履物小売業	靴, 地下足袋, 靴ひも, 靴墨 履物, げた, 草履, スリッパ, サンダル
		その他の織物・衣服・身の回り品小売業	579	かばん・袋物小売業	かばん, トランク, ハンドバッグ, 袋物
			579	下着類小売業	補整着, 下着, Tシャツ
	579		洋品雑貨・小間物小売業	洋品店, 装身具, 化粧道具, 帽子, 手ぬぐい, タオル, 足袋, 靴下, 紋章	
	飲食料品小売業	各種食料品小売業	581	各種食料品小売業(主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所) ※売場面積が1,000㎡超のスーパーを除く	各種食料品店, 食料雑貨店
		野菜・果実小売業	582	野菜小売業	野菜, 八百屋
			582	果実小売業	果実, 果物屋
		食肉小売業	583	食肉小売業	肉, 塩蔵肉, 冷凍肉, 魚肉ソーセージ
			583	卵・鳥肉小売業	卵, 鳥肉
鮮魚小売業		584	鮮魚小売業	魚, 鮮魚, 貝類, かき, 冷凍魚, 海藻	
酒小売業		585	酒小売業	酒屋	
菓子・パン小売業		586	菓子小売業	菓子, ケーキ, 焼いも, ドーナツ	
		586	パン小売業	パン	
その他の飲食料品小売業		589	コンビニエンスストア ※全国に10店舗以上(フランチャイズ含む)あるコンビニエンスストアを除く 牛乳小売業 飲料小売業 茶類小売業 料理品小売業 米穀類小売業 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 乾物小売業	コンビニエンスストア 牛乳, 牛乳スタンド 清涼飲料, 果汁飲料, 乳酸菌飲料 茶, 紅茶, こぶ茶, コーヒー, ココア そう(惣)菜, 駅弁売店 米麦, 雑穀, 豆類 豆腐, こんにゃく, つくだ煮, 漬物 乾物, 干魚, 干びょう, 乾燥野菜 乾燥果実, 干しのり, くん製品, 海藻	

※小売業のうち、通信販売、訪問販売、自動販売機による販売など、店舗を有さないものは除く。

「新しい生活様式」普及協力支援金【対象業種】

業種	中分類	小分類	分類番号 (小分類)	細分類	代表例		
	小売業	その他の飲食料品小売業	589	他に分類されない飲食料品小売業	氷、乾めん類、缶詰、ヨーグルト、バター、チーズ、塩、味噌、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料		
		持ち帰り飲食サービス業	771	持ち帰り飲食サービス業	持ち帰りすし店、クレープ屋、移動販売		
	機械器具小売業	自動車小売業	591	自動車(新車)小売業 中古自動車小売業 自動車部分品・附属品小売業 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	自動車(新車) 中古自動車 自動車部分品、タイヤ、カーアクセサリ 二輪、スクータ、原動機付自転車		
		自転車小売業	592	自転車小売業	自転車、リヤカー、自転車部品		
		機械器具小売業	593	電気機械器具小売業 電気事務機械器具小売業 中古電気製品小売業	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、音響機器 パーソナルコンピュータ、パソコンソフト 中古テレビ、中古冷蔵庫、中古洗濯機 中古パーソナルコンピュータ		
			その他の機械器具小売業	ガス器具、ミシン、石油ストーブ 度量衡器、金庫、浄水器			
			家具・建具・畳小売業	601	家具小売業 建具小売業 畳小売業 宗教用具小売業	家具、ベッド、浴槽、鏡台、じゅうたん 建具、木製建具、金属製建具、建具屋 畳、ござ、花むしろ 仏具、神具	
		じゅう器小売業	602	金物小売業 荒物小売業 陶磁器・ガラス器小売業 他に分類されないじゅう器小売業	金物店、ほうろう鉄器、錠前、刃物、くぎ 荒物屋、日用雑貨、ほうき、ざる 瀬戸物、陶磁器、ガラス器 漆器、茶・華道具、プラスチック製食器		
			医薬品・化粧品小売業	603	ドラッグストア ※全国に10店舗以上(フランチャイズ含む)あるドラッグストアを除く 医薬品小売業 調剤薬局 化粧品小売業	ドラッグストア 薬局、薬店、漢方薬、生薬、薬種 調剤薬局、ファーマシー 化粧品、香水、整髪料、石けん、歯磨	
				農耕用品小売業	604	農業用機械器具小売業 苗・種子小売業 肥料・飼料小売業	農業用機械器具、耕うん機 種苗、苗木、種子 肥料、飼料、農薬、園芸用土
					燃料小売業	605	ガソリンスタンド 燃料小売業
		書籍・文房具小売業	606	書籍・雑誌小売業 古本小売業 新聞小売業 紙・文房具小売業	書店、洋書取次店、楽譜 古本屋、古書籍、古雑誌 新聞販売店、新聞取次店 紙、ノート、ペン、製図用具、絵画用品		
スポーツ用品・ がん具・娯楽用品・ 楽器小売業	607		スポーツ用品小売業 がん具・娯楽用品小売業 楽器小売業	スポーツ用品、釣具小売業、狩猟用具 おもちゃ、模型、ボード・テレビゲーム 楽器、レコード、CD			
	写真機・時計・ 眼鏡小売業		608	写真機・写真材料小売業 時計・眼鏡・光学機械小売業	写真機、映写機、写真フィルム 時計、眼鏡、双眼鏡、望遠鏡		
他に分類されない小売業			609	ホームセンター ※全国に10店舗以上(フランチャイズ含む)あるホームセンターを除く たばこ・喫煙具専門小売業 花・植木小売業 建築材料小売業 ジュエリー製品小売業 ペット・ペット用品小売業 骨とう品小売業 中古品小売業 他に分類されないその他の小売業	ホームセンター たばこ・喫煙具 花屋、切花、フローリスト、植木、盆栽 木材、セメント、板ガラス、ブロック 宝石、金・銀・白金製品 ペットショップ、鑑賞用魚、ペットフード 骨とう品小売業 リサイクルショップ(中古電気製品は593 古本屋は606)、中古衣類 美術品、名刺、印章、印判、帆布、 造花、標本、物干しざお、碑石・墓石		
	000	露天商	飲食の屋台販売、くじ引き、 金魚すくい、射的				

※小売業のうち、通信販売、訪問販売、自動販売機による販売など、店舗を有さないものは除く。

「新しい生活様式」普及協力支援金【対象業種】

業種	中分類	小分類	分類番号 (小分類)	細分類	代表例	
洗濯・ 理容・ 美容・ 浴場業	洗濯業		781	普通洗濯業	洗濯, クリーニング	
				洗濯物取次業	洗濯物取次所, クリーニング取次所	
				リネンサプライ業	リネンサプライ, 貸おしぼり, 貸モップ	
	理容業		782	理容業	理容店, 理髪店, バーバー, 床屋	
				美容業	美容室, 美容院, ビューティサロン	
	一般公衆浴場業		784	一般公衆浴場業	銭湯	
	その他の公衆浴場業		785	その他の公衆浴場業	温泉浴場, サウナぶろ, 健康ランド	
	その他の洗濯・理容・ 美容・浴場業		789	洗張・染物業	洗張, 張物, 湯のし, 染抜, 染物	
				エステティック業	エステティックサロン, 美顔術, 美容脱毛, ボディケア(皮膚を美化し て体型を整えるもの)	
				リラクゼーション業(手技を用いるもの)	ボディケア(心身の緊張を弛緩させるの みのもの)	
				ネイルサービス業	ネイルサロン, マニキュア, ペディキュア	
				他に分類されない洗濯・理容・ 美容・浴場業	コインシャワー, 寝具消毒・乾燥 コインランドリー, ゲルマニウム温浴	
	生活関連サ ービス業等	旅行業		791	旅行業	第一種・第二種・第三種旅行業
					旅行者者代理業	旅行者者代理
		家事サービス業		792	家事サービス業	家政婦, ハウスメイド
衣服裁縫修理業			793	衣服裁縫修理業	衣服裁縫, 衣服修理, 更生仕立直し	
物品預り業			794	物品預り業	手荷物預り, 荷物一時預り, 自転車預り, コインロッカー	
火葬・墓地管理業			795	火葬業	火葬, 火葬場	
				墓地管理業	墓地管理, 霊園管理事務所, 納骨堂	
冠婚葬祭業			796	葬儀業	葬儀屋, 斎場, 葬儀会館	
				結婚式場業	結婚式場	
				冠婚葬祭互助会	冠婚葬祭互助会	
他に分類されない 生活関連サービス業		799	食品質加工業	小麦粉・菓子・精米質加工		
			結婚相談業, 結婚式場紹介業	結婚相談所, 結婚・結婚式場紹介		
			写真プリント, 現像・焼付業	写真プリント, 写真現像・焼付		
			他に分類されないその他の 生活関連サービス業	易断所, 観相, 観光案内(ガイド), 靴磨き, ペット美容室, 犬猫霊園管理, 運転代行, 古綿打直し, 綿打直し仲介, チケット類売買, 宝くじ売さばき, ハウスクリーニング業(個人宅)		
印刷・ 同関連業	印刷業		151	オフセット印刷業(紙に対するもの)	オフセット印刷(紙に対するもの)	
				オフセット印刷以外の印刷業(紙に対する もの)	とっ版印刷, おう版印刷, スクリーン印刷 (紙に対するもの)	
				紙以外の印刷業	プラスチックフィルム印刷業, 金属印刷業, 布地印刷業	
	製版業		152	製版業	写真製版, デジタル製版, 木版彫刻	
	製本業, 印刷物加工業		153	製本業	製本	
			印刷物加工業	印刷物加工, 印刷物はく(箔)押し		
印刷関連サービス業		159	印刷関連サービス業	校正刷, 刷版研磨, 印刷物結束, 印刷校正		
貸 物 品 業	その他の物品賃貸業		709	貸衣しょう業 ※貸衣しょう業以外を除く	貸衣しょう(映画・演劇用を除く), レンタルブティック	
医療業	療術業		835	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・ 柔道整復師の施術所	あん摩, マッサージ, 指圧, はり, きゅう, 柔道整復	
				その他の療術業	太陽光線療法, 温泉療法, 催眠療法, 視力回復センター, リフレクソロジー, カイロプラクティック療法, 整体	

「新しい生活様式」普及協力支援金【対象業種（R2.10.1追加分）】

業種	中分類	小分類	分類番号 (小分類)	細分類	代表例
小売業 (※)	各種商品 小売業	百貨店	561	総合スーパー	【従業者が常時 50 人以上のもの】 総合スーパー
	飲食料 品小売 業	各種食料品小売業	581	各種食料品小売業（主として各種食料品 を一括して一事業所で小売する事業所） ※売場面積が1,000㎡超のスーパー	スーパー
		その他の飲食料品小売 業	589	コンビニエンスストア ※全国に10店舗以上(フランチャイズ含む)あるコンビニエンスストア	コンビニエンスストア
	その 他 の 小 売 業	医薬品・化粧品小売業	603	ドラッグストア ※全国に10店舗以上(フランチャイズ含む)あるドラッグストア	ドラッグストア
		他に分類されない小売業	609	ホームセンター ※全国に10店舗以上(フランチャイズ含む)あるホームセンター	ホームセンター
		持ち帰り・配達飲食サービス業	772	配達飲食サービス業	宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、 ケータリングサービス店、 デリバリー専門店
※小売業のうち、通信販売、訪問販売、自動販売機による販売など、店舗を有さないものは除く。					
生活 関 連 サ ー ビ ス 業 等	運送業 道路旅客	一般乗用旅客自動車運送業	432	一般乗用旅客自動車運送業 ※福祉輸送事業者に限る	福祉タクシー
	貸 借 業	自動車賃貸業	704	自動車賃貸業	レンタカー
	娛 楽 業	スポーツ施設提供業	804	スポーツ施設提供業	ゴルフ場、ゴルフ練習場、 バッティングセンター
	廃 棄 物 処 理 業	一般廃棄物処理業	881	し尿収集運搬業	し尿収集運搬業
				し尿処分業	し尿処分業
				浄化槽清掃業	浄化槽清掃業
				浄化槽保守点検業	浄化槽保守点検業
				ごみ収集運搬業	ごみ収集運搬業
ごみ処分業	ごみ焼却業、ごみ埋立業				
そ の 他 の 事 業	建物サービス業	922	建物サービス業 ※ビル等建物の清掃業に限る	ビル清掃業、ホテル清掃業 建築物清掃業	
	他に分類されない小売業	929	イベント企画業	イベント企画業	

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

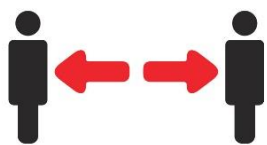
皆さまへ

新型コロナウイルス感染症を

撃退しよう!!!

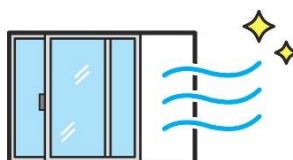
<実践例>

離れて



- 3密の解消（密集・密接しない）**
 （間隔を2m（最低1m）空ける）
- ・ 飲食の座席やレジの並びの間隔
 - ・ 入場制限など少人数化の工夫

換気



- 3密の解消（密閉しない）**
- ・ 2つの方向の窓を同時に開ける

消毒



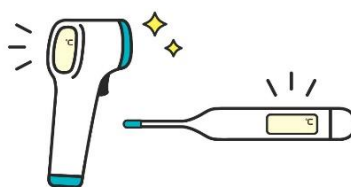
- 接触感染の防止**
- ・ 施設内や備品の消毒
 - ・ 従業員や来店時の消毒・手洗い

マスク着用



- 飛沫感染の防止**
- ・ 従業員のマスク着用
 - ・ 来店客のマスク着用

検温



- 発熱者の入場防止**
- ・ 従業員の定期的な検温
 - ・ 発熱者の自宅待機

ひとひひとひが
 自分に出来ることを
 実践しよう！

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは「内閣官房HP」でご確認ください

函館市

